

「とくしま“福祉のきずな”サポートプラン」  
(徳島県地域福祉支援計画) <第2期>について

1 計画の趣旨

社会福祉法に基づき、本県の地域福祉の推進に関して定める計画であり、本県における地域福祉推進の基本的な考え方や、広域的な視点で取組む施策の方向性を定め、市町村が策定する地域福祉計画の推進を支援する。

2 計画期間

平成27年度～平成30年度の4年間

3 計画の基本目標

誰もが、共に支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現

4 重点課題

- (1) 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり
- (2) 地域福祉の担い手づくり
- (3) 共に支え合う地域づくり
- (4) 災害に強い福祉のまちづくり

5 地域福祉推進の主要施策

- (1) 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり
  - ① 地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実
  - ② 福祉サービス利用者の権利・利益の確保
  - ③ 福祉サービスの質の向上への取組
- (2) 地域福祉の担い手づくり
  - ① 福祉意識の普及啓発
  - ② 福祉教育の推進
  - ③ 福祉に従事する人材の養成・確保と資質の向上
  - ④ ボランティア・NPO育成と活動支援
  - ⑤ 地域福祉活動を推進する組織・人材づくり

(3) 共に支え合う地域づくり

- ① 多様な地域福祉活動の促進
- ② 地域におけるきずなの確保と孤立化の解消
- ③ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- ④ 福祉とまちづくりを結びつけて推進する事業
- ⑤ 中山間地域における見守り・助け合い

(4) 災害に強い福祉のまちづくり

- ① 社会福祉施設等の対策
- ② 地域防災力の強化
- ③ 支援を必要とする方に係る情報の整備
- ④ 避難行動要支援者に対する個別支援計画
- ⑤ 福祉避難所の設置・運営
- ⑥ 関係団体との連携協力体制の構築
- ⑦ 広域的な支援体制の整備

## とくしま高齢者いきいきプランについて

### <徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画>

#### 1 計画策定の趣旨

「本格的な超高齢社会」を迎えている我が国において、本県は、全国よりも早く高齢化が進行しており、今後の地域社会を誰がどのように支えていくかという点でこれまでの意識を大きく転換し、高齢者自身にも生涯現役で地域を支える主役としての活躍を求めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、人口減少・超高齢社会が直面する課題に対し、全国屈指のブロードバンド環境や充実した医療・介護環境を活かし、徳島ならではの視点で処方箋を示すものとし、計画の副題を「～人口減少・超高齢社会に立ち向かう徳島からの逆転戦略～」とする。

#### 2 計画の性格

- (1) 「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体的に策定し、今後の本県の高齢者保健福祉施策全般の方向性を明らかにする。
- (2) 市町村の「高齢者福祉計画」及び「第6期介護保険事業計画」との整合を図りながら、介護サービス見込量等を踏まえたサービス提供体制について定める。

#### 3 計画期間

平成27年度～平成29年度の3年間

#### 4 計画の基本理念

～自分らしく☆徳島らしく

高齢者も地域も“未来に向けて光り輝くとくしま”の実現！～

#### 5 重点戦略

- (1) 地域を担い、生涯現役で躍動する高齢者の創出と活動促進
- (2) 見守り、支え合う「ほっとけん」と「お接待」が溢れる地域づくり
- (3) 地域特性と未来予測を踏まえた介護サービスの充実と適正な運用

#### 6 推進方策

- (1) 地域を担い、生涯現役で躍動する高齢者の創出と活動促進
  - ① 高齢者像の転換
  - ② 健康づくり・介護予防の推進
  - ③ 生きがいづくり・社会参加の促進
  - ④ 敬老理念の普及・啓発

(2) 見守り、支え合う「ほっとけん」と「お接待」が溢れる地域づくり

- ① 地域包括ケアシステム構築の推進
- ② 高齢者が住みやすい地域づくり
- ③ 在宅医療・介護連携の推進
- ④ 高齢者の権利擁護と尊厳の確保
- ⑤ 認知症高齢者対策の推進
- ⑥ 減災・防災対策の推進

(3) 地域特性と未来予測を踏まえた介護サービスの充実と適正な運用

- ① 介護サービスの基盤整備 ※別表参照
- ② 高齢者の多様な受け皿の整備
- ③ 介護人材の推計と育成・確保、専門性・介護技術の向上
- ④ 介護保険財政の安定化の推進
- ⑤ 介護サービスの高品質化

(別表)

○ 居宅、居住系サービス等見込量（抜粋）

| 区分                    | 27年度    | 28年度    | 29年度    |
|-----------------------|---------|---------|---------|
| 訪問介護（人／年）             | 111,096 | 114,060 | 116,772 |
| 訪問看護（回／年）             | 204,129 | 203,280 | 203,701 |
| 通所介護（人／年）             | 105,288 | 81,372  | 85,104  |
| 短期入所生活介護（日／年）         | 380,009 | 377,197 | 376,232 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人／年） | 60      | 468     | 840     |
| 小規模多機能型居宅介護（人／年）      | 6,408   | 6,528   | 6,864   |
| 認知症対応型共同生活介護（人／年）     | 29,052  | 30,072  | 31,188  |

○ 施設サービス必要入所定員総数（抜粋）

（単位：人）

| 区分             | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
|----------------|-------|-------|-------|
| 介護老人福祉施設       | 3,790 | 3,964 | 4,167 |
| 介護老人福祉施設（広域型）  | 3,437 | 3,437 | 3,437 |
| 介護療養型医療施設からの転換 | 80    | 80    | 80    |
| 地域密着型介護老人福祉施設  | 273   | 447   | 650   |
| 介護老人保健施設       | 4,128 | 4,128 | 4,128 |
| 介護老人保健施設       | 4,034 | 4,034 | 4,034 |
| 介護療養型医療施設からの転換 | 12    | 12    | 12    |
| 医療療養病床からの転換    | 82    | 82    | 82    |
| 介護療養型医療施設      | 1,272 | 1,272 | 1,272 |

## 徳島県障がい福祉計画（第4期）について

### 1 計画の趣旨

本計画は、「障害者総合支援法」に基づき、障がい福祉サービス等について、市町村の状況も踏まえた今後必要な量を見込み、その見込みに基づいて提供体制の確保の方策等を定める。

### 2 計画の性格

- (1) 本計画は、障害者基本法に基づき障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である「徳島県障がい者施策基本計画」の中の「生活支援」に関する実施計画として位置づけられている。
- (2) 県の障がい福祉計画は、住民に最も身近な自治体として重要な責任を負っている市町村の障がい福祉計画の達成に資するため、市町村の方針を尊重しつつ、広域的な見地から全体方針を定める。

### 3 計画期間

平成27年度～平成29年度の3年間

### 4 計画の目標

#### (1) 施設入所・入院から地域生活への移行

##### ①福祉施設入所者の地域生活への移行

- ・ 福祉施設入所者の地域生活への移行者数 182人（平成25年度末の施設入所者のうち12.1%）
- ・ 施設入所者の削減数 85人（同5.6%）

##### ②入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- ・ 入院後3か月時点の退院率 64%以上
- ・ 入院後1年時点の退院率 91%以上
- ・ 長期在院者（入院期間が1年以上）数の削減率 平成24年度比18%以上

##### ③地域生活支援拠点機能の設置

- ・ 各圏域に1つ以上

#### (2) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

##### ①年間一般就労への移行者数

- ・ 一般就労移行 148人（平成24年度移行実績の1.8倍）

## ②就労移行支援事業の利用者数

- ・ 事業利用者数 361人（平成25年度末利用者数の6割増）

## ③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

- ・ 就労移行率が3割以上の事業所 全体の6割以上

## 5 重点戦略

- (1) 地域生活支援拠点の整備
- (2) 障がい児支援の充実
- (3) 相談支援体制の充実

## 6 計画の構成

### 第1章 基本的事項

計画の目的、基本理念等について定める。

### 第2章 目標値の設定

地域生活への移行及び一般就労への移行について目標値を定める。

### 第3章 障がい福祉サービス等

各種障がい福祉サービス等の必要な量の見込み、見込量確保のための方策について定める。

### 第4章 障がい児支援

障がい児に関するサービスの必要な量の見込み、見込量確保のための方策、関係機関との連携等について定める。

### 第5章 相談支援体制

障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制について定める。

### 第6章 地域生活支援事業

県が行う地域生活支援事業の必要な量の見込み、見込量確保のための方策について定める。

## 「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」について

### 1 計画策定の趣旨

平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）をはじめとする子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、本県における子ども・子育て支援新制度の円滑な施行に適切に対応し、待機児童対策をはじめとする子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むことにより、「安心して子どもを生み育てることができる徳島」を実現するため策定する。

### 2 計画の性格

- ・ 子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づくとともに、県内市町村が策定する市町村計画を踏まえて策定する。
- ・ 「第2期徳島はぐくみプラン」の子育て支援施策に係る実施計画として位置付けるとともに、その他の関係計画等との調和・連携を図る。
- ・ 国が平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」に基づく県行動計画としても位置付ける。

### 3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

### 4 計画の概要

#### （1）基本理念

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。

#### （2）基本目標

- ・ 安心して子どもを生み育てることができる社会の実現
- ・ 全ての子どもの健やかな育ちを確保
- ・ 子どもの発達段階に応じた、質の高い教育・保育及び子育て支援の実施
- ・ 地域の実情や子育て家庭のニーズに沿った子育て支援施策の推進
- ・ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- ・ 関係機関の連携した取り組み

#### （3）重点課題

- ・ 待機児童の早期解消
- ・ 過疎地域等における子育て支援サービスの充実
- ・ 保育士等の人材確保と質の向上

#### (4) 教育・保育の提供体制の確保

各市町村においては、教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等による受入れ定員枠の拡大に取り組む。

特に、保育については、国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに待機児童を解消すべく、計画的な施設整備に取り組む。

#### ア 教育

(単位：人)

| 区 分     | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 必 要 量 ① | 7,742  | 7,680  | 7,561  | 7,379  | 7,325  |
| 確 保 量 ② | 11,981 | 11,620 | 11,697 | 11,645 | 11,566 |
| 差 引 ②－① | 4,239  | 3,940  | 4,136  | 4,266  | 4,241  |

#### イ 保育

(単位：人)

| 区 分     | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 必 要 量 ① | 16,184 | 15,984 | 15,795 | 15,488 | 15,300 |
| 確 保 量 ② | 16,390 | 17,160 | 17,636 | 17,587 | 17,555 |
| 差 引 ②－① | 206    | 1,176  | 1,841  | 2,099  | 2,255  |

#### (5) 認定こども園の目標設置数、設置時期

(単位：か所)

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 30     | 36     | 40     | 42     | 43     |

#### (6) 教育・保育等に従事する者の必要見込み人数

(単位：人)

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 3,762  | 3,895  | 4,007  | 3,990  | 3,982  |

#### (7) 「放課後子ども総合プラン」への対応

- ・「放課後児童クラブ」の計画的な整備
- ・「放課後子供教室」の全小学校区での実施を推進
- ・両事業の一体的運用、連携強化を推進

## 「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」について

### 1 計画策定の趣旨

徳島県においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定により、平成22年3月に改定した「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の自立を促進するために総合的に施策を実施してきたところである。このたび、平成26年度末で計画期間の終期を迎えることから、ひとり親家庭や寡婦の自立促進に向けた、更なる施策の推進を図るため改定する。

### 2 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

### 3 計画の概要

#### (1) 基本理念

『ひとり親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが将来に希望を持って健やかに成長できる環境づくり』

#### (2) 基本目標

次の5つの項目を基本目標として、具体的な施策を推進する。

##### I 相談支援体制の充実

- ・相談窓口・支援体制の充実
- ・情報提供機能の充実

##### II 就労・自立支援の充実

- ・就労に向けた支援の強化
- ・関係機関と連携した就業支援

##### III 子どもへの支援の推進

- ・子どもへの支援・健全育成
- ・子どもの就職支援

##### IV 子育て・生活支援の充実

- ・子育て支援の充実
- ・子育て家庭の負担の軽減
- ・生活支援の充実

##### V 経済的支援の充実

- ・生活の安定を図る支援
- ・養育費確保支援